

議案第13号

札幌市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）9月23日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

（札幌市国民健康保険条例の一部改正）

第1条 札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「次項において同じ」を「第3項において同じ」に改め、「（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「なる期間（」を「なる期間のうち、」に改め、「を除く。）」を削り、「特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年1.5パーセントの割合に満たない年に含まれるもの及び同日後の期間であつて猶予特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない年に含まれるもの」に、「当該延滞金の割合が特例基準割合（附則第16条第1項に規定する特例基準割合）を「延滞金の割合が猶予特例基準割合（附則第16条第2項に規定する猶予特例基準割合）に、「当該延滞金の額」を「延滞金額」に改め、同条第3項中「前2項のいずれか」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項又は前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、第1項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）又は

猶予特例基準割合が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(札幌市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「この項及び次項において同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「による」を「の適用がある場合における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

(札幌市介護保険条例の一部改正)

第3条 札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に改め、「（昭和32年法律第26号）」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この項において同じ」を「この項及び次項において同じ」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「による」を「の適用がある場合における」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセ

ント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市国民健康保険条例附則第16条第1項から第3項まで、第2条の規定による改正後の札幌市後期高齢者医療に関する条例附則第3条第1項及び第2項並びに第3条の規定による改正後の札幌市介護保険条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

#### (理 由)

地方税法の延滞金の特例に係る規定が改正されたことを踏まえ、徴収の猶予をした期間の国民健康保険の保険料に係る延滞金の割合の引下げを行うほか、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料に係る延滞金の割合に下限を設ける等のため、本案を提出する。